油圧機器及び空気圧機器（航空機用のものを除く。）	油圧機器 空気圧機器		従事者百名以上のもの		機械器具月報（その七）	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報（その七）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その七）	二部	翌月十五日	経済産業大臣		
運搬機械及び産業用ロボット	クレーン 巻上機 コンベヤ エレベータ（自動車用を除く。） エスカレータ 機械式駐車装置 自動立体倉庫装置 産業用ロボット		従事者百名以上のもの		機械器具月報（その八）	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報（その八）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
動力伝導装置	固定比減速機（自動車用、二輪自動車用、自転車用及び航空機用のものを除く。） 歯車（粉末や金製品を除く。） スチールチェーン		従事者百名以上のもの		機械器具月報（その九）	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報（その九）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
農業用機械器具及び木材加工機械	農業用機械器具 木材加工機械	整地用機器及び付属品 栽培用機器 管理用機器 収穫調整用機器	従事者百名以上のもの		機械器具月報（その十）	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者三十名以上百名未満のもの		機械器具月報（その十）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その十）	二部	翌月十五日	経済産業大臣		
金属工作機械	旋盤 研削盤 歯切り盤及び歯車仕上げ機械 専用機 マシニングセンタ その他の金属工作機械		従事者百名以上のもの		機械器具月報（その十一）	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報（その十一）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その十一）	二部	翌月十五日	経済産業大臣		
金属加工機械及び鋳造装置	金属加工機械 鋳造装置	金属一次製品製造機械 第二次金属加工機械 ダイガストマシン 鋳型機械 砂処理・製品処理機械及び装置	従事者百名以上のもの		機械器具月報（その十二）	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者三十名以上百名未満のもの		機械器具月報（その十二）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その十二）	二部	翌月十五日	経済産業大臣		